

議案第48号

町の区域の変更について

下記のとおり町の区域を変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 別図の斜線で示す区域を「南古市二丁目」に編入する。
- 2 1の編入の効力は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第3項の規定により告示する住居表示の実施期日から生ずるものとする。

平成29年10月3日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

